

平成30年度保育所・幼稚園・認定こども園入所(園)申込のご案内

1. 就学前児童が利用できる教育・保育施設について

綾川町内には、0歳児（生後6ヶ月）から小学校就学前児童が利用できる施設として、保育所・幼稚園・認定こども園があります。目的により選んでください。

2. 施設一覧

施設名	定員	1号	2号	3号	乳児保育	延長保育	一時保育	子育て支援センター	☎番号
陶 保育所	190		●	●	○10ヶ月～	○			876-1777
滝宮 保育所	220		●	●	○10ヶ月～	○			876-1776
羽床 保育所	90		●	●					876-1775
山田 保育所	120		●	●	○6ヶ月～	○			878-2680
羽床上保育所	45		●	●		○	○		878-1462
粉所 幼稚園	50	●							878-0783
昭和認定こども園	220	●	●	●	○6ヶ月～	○	○	○	877-1391

(●印のある施設が利用できます。)(○印は、実施事業です。)

- * 1号は、満3歳以上で午後2時までの教育標準時間利用を希望される方
- * 2号は、満3歳以上で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要です。)
- * 3号は、満3歳未満で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要です。)
- * 幼稚園・認定こども園（1号）は、午前8時30分から午後2時まで保育します。（夏休み有）
- * 保育所・認定こども園（2号・3号）は、申出により午前7時30分から午後6時30分まで保育します。（延長保育は午後7時までです。)

3. 入所(園)手続

(1) 入所(園)の受付

日時：**11月15日(水)～16日(木) 午前8時～午後5時**

※上記の日程で都合が悪い方は、事前に施設の方へ申し出てください。

場所：入所(園)を希望する施設（印鑑を持参してください。)

(2) 入所(園)申込に必要な書類

(用紙は11月1日より子育て支援課・支所住民係・各施設に備えます。)

- ①施設入所(園)申込書…児童1人につき1枚
 - ②申込書に添付する書類…児童1人につき各1枚（2号・3号認定の児童のみ）
(2人以上申込の場合はどちらか一方はコピーでも可)
 - ③調査書…児童1人につき1枚
 - ④保育料算定のための資料（所得課税証明書）
- ※④は、平成30年度より新規に入所(園)される子どもの保護者で、平成29年1月1日に綾川町に住所のない方のみ提出

(3) その他

- * 平成30年度途中入所(園)を希望している方も、申込をしてください。
- * 入所(園)申込には、お子さんとご一緒においでください。
- * 申込後に家庭の状況・住所・勤務先等、申込内容に変更が生じた場合には速やかに施設へ届けてください。入所(園)後についても同様です。
- * 現在、保育所・幼稚園・認定こども園に通っているお子さんについても、入所(園)申込してください。
- * 施設の定員に余裕のない場合、第一希望の施設に入所(園)できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- * 詳しくは、役場子育て支援課・支所住民係・各施設に「平成30年度入所(園)の案内」のパンフレットを11月1日より備えますのでご覧ください。

問い合わせ先▶ 役場子育て支援課 ☎ 876-6510